

平成28年度 第1回臨時庁議要旨

日時：平成28年8月25日（木）

午後3時～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市立釜保育所の指定管理者の指定について（福祉部）

石巻市立釜保育所は、東日本大震災で被災した門脇保育所の代替施設として、下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理区域内（三ツ股三丁目）において、平成29年4月の開所に向けて整備を進めている。

当保育所においては、指定管理者の創意工夫を生かすことにより、効率的かつ効果的な運営を図るため、指定管理者を指定しようとするものである。

(1) 主な内容

ア 施設概要

名 称： 石巻市立釜保育所

所 在 地： 石巻市三ツ股三丁目1番1号

施設機能： 敷地面積 3,001.01㎡

保育所等 699.94㎡（保育室、遊戯室、子育て支援室等）

倉庫等 24.84㎡

駐車場 30台

定員 60名

イ 指定管理業務の内容

石巻市立釜保育所の管理・運営に関する業務

ウ 指定する法人及び選定方法

(1) 選定候補者 ア 名 称 社会福祉法人 なかよし会

イ 所在地 石巻市中里三丁目

(2) 選定方法 公募型プロポーザル方式

エ 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

オ 開所時間及び休所日

(1) 開所時間 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 休所日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日、3日並びに12月29日から同月31日まで

(2) 今後の予定

平成28年9月 平成28年市議会第3回定例会に補正予算案及び指定管理者の指定議を提案

平成28年10月 平成29年度入所募集開始

平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に当初予算案を提案

平成29年3月 指定管理者と基本協定締結

平成29年4月 指定管理者と年度協定締結、条例施行、釜保育所開所

2 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設について（産業部）

「石巻市魚町水産加工共同排水処理施設」については、魚町水産加工団地内の事業場等から排出される汚水を当該施設において受け入れ、一括して終末処理し、排水可能な水質にして旧北上川へ放流していた。震災前は市所有分の施設と排水処理公社所有の施設があり、市は普通財産として施設の貸し付けを行っていた。

しかし、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、水産業共同利用施設災害復旧支援事業及び水産業共同利用施設復旧整備事業により石巻市が一括して復旧整備中である。

水産加工団地内事業者の事業再開を促進するとともに、周辺地域の生活環境を整備することを目的に「石巻市魚町水産加工共同排水処理施設」を設置し、復旧された当該施設に対し指定管理者制度を導入することで、運営費用の軽減を図る。

(1) 主な内容

石巻市魚町水産加工共同排水処理施設の概要

【施設の名称】 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設

【敷地面積】 26,076.30㎡（処理場）

【施設内容】

ア 共通施設 施設管理棟、資機材保管庫

イ 水処理施設 原水槽、夾雑物除去脱水設備棟、前加圧浮上設備棟、曝気槽、沈殿槽、滅菌放流設備棟

ウ 汚泥処理施設 給水・薬品・汚泥脱水設備棟、汚泥乾燥設備棟、天日乾燥設備棟、汚泥倉庫

エ 排水施設 魚町一丁目から三丁目にかけて埋設した污水管総延長 約12,000m

【業務内容】 使用の許可、魚町水産加工団地内の事業場から排出される汚水の処理、処理施設の建物・設備等の維持管理に関すること 等

【運営形態】

ア 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。

イ 自主事業 指定管理者は自主事業に取り組むことができる。
汚泥処理施設での余剰汚泥の肥料化事業 等

ウ 使用料 （公社）石巻市水産加工排水処理公社において、各年度の処理料金を設定する際に上限の目安としてきた「1㎡あたり300円」を継承することとし、使用料上限とする。

※加工団地内の企業が休業であっても当該施設内の設備にて生活雑排水等の汚水の受け入れを常時行っていることから、開所日等は定めないこととする。

(2) 今後の予定

平成28年 9月 市議会第3回定例会に設置条例について提案

平成28年 9月

～12月 指定管理候補者の選定

平成28年12月 市議会第4回定例会に指定管理候補者の提案

平成29年 3月 施設竣工、基本協定書の締結

平成29年 4月 指定管理者へ施設管理の移行

以上